

2022.4.21

変更

国の取扱いの改正に伴い、
改正内容を追加します。

2022年3月30日(水)
愛知県建設局土木部建設総務課
契約第一グループ
担当 ~~栗原・藤丸~~ **田口・藤丸**
内線 2632・2635
ダイヤルイン 052-954-6608
愛知県農林基盤局農地部農林総務課
契約グループ ~~経理~~ **契約グループ**
担当 ~~田村・馬場~~ **鈴木・馬場**
内線 3656・~~3630~~ **3620**
ダイヤルイン 052-954-6394
愛知県企業庁管理部総務課
契約グループ
担当 石塚・山田
内線 5615・5618
ダイヤルイン 052-954-6671

低入札対策の強化について

愛知県建設部門（建設局、都市・交通局及び建築局）、農林水産部門（農業水産局及び農林基盤局）並びに企業庁では、公共工事の適正な履行、下請業者へのしわ寄せ防止、安全管理体制の確保及び品質確保などの観点から、低入札対策に取り組んでいます。

この度、更なる低入札対策の強化を図ることとし、国の取扱いに準じて低入札に係る調査基準価格等（調査基準価格及び最低制限価格）の算定式の見直しを下記のとおり行います。

記

1 改正内容

(1) 建設工事に係る低入札価格調査制度の「調査基準価格」及び最低制限価格制度の「最低制限価格」について、算定に使用する一般管理費等の算入率を「55%」から「68%」に引き上げます。（別紙1から別紙3のとおり）

(2) 建設工事に係る低入札価格調査制度の「調査基準価格」及び最低制限価格制度の「最低制限価格」について、算定に使用する機器単体費の算入率を「90.7%」から「92.0%」に引き上げます。（別紙1から別紙3のとおり）

追加

2 改正時期

2022年5月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。

参 考

【1 低入札価格調査制度】

入札価格が調査基準価格を下回った場合、その入札価格で契約の内容が適切に行われるかどうか判断するため、落札決定前に調査を行う制度。

建設工事においては、予定価格2億円以上の競争入札に適用します。

(1) 調査基準価格

入札価格がこの価格未満の場合、契約の内容が適切に行われるかどうか判断するための調査を行うこととなる基準となる価格。

県の予定価格の算定の根拠となった積算の内訳の各項目の金額を、調査基準価格の算定式に当てはめて算出します。

(2) 失格判断基準

調査基準価格を下回った入札のうち、入札価格（入札価格のもととなる積算の内訳）が、この基準を下回った場合に、低入札価格調査を行うことなく、直ちに失格とする数値的基準。

県の予定価格の算定の根拠となった積算の内訳の各項目の金額を、失格判断基準の算定式に当てはめて算出します。

【2 最低制限価格制度】

入札価格が、最低制限価格未満の場合、その者の入札を失格とする制度。

建設工事においては、予定価格2億円未満の競争入札（ただし、総合評価落札方式による場合は低入札価格調査制度を適用。）に適用します。

最低制限価格の算定式は、調査基準価格と同じです。

《建設工事（建設部門）》

工種等	調査基準価格 最低制限価格	失格判断基準 (改正なし)
一般土木工事等 (下記以外の工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費×97% ・共通仮設費×90% ・現場管理費×90% ・一般管理費等×68% の合計額 ×1.1	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費×90% 又は ・共通仮設費×80% 又は ・現場管理費×80% 又は ・一般管理費等×30%
機械設備工事 電気設備工事 電気通信工事	<ul style="list-style-type: none"> ・機器単体費×90.7% 92.0% ・直接工事費×97% ・共通仮設費×90% ・現場管理費×90% ・一般管理費等×68% の合計額 ×1.1	<ul style="list-style-type: none"> ・機器単体費×81% ・直接工事費×90% 又は ・共通仮設費×80% 又は ・現場管理費×80% 又は ・一般管理費等×30% の合計額
一般建築工事 建築設備工事等 (昇降機設備工事等 以外の建築系工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・(直接工事費×90%)×97% ・共通仮設費×90% ・(直接工事費×10%+ 現場管理費)×90% ・一般管理費等×68% の合計額 ×1.1	<ul style="list-style-type: none"> ・(直接工事費×90%)×90% 又は ・共通仮設費×80% 又は ・(直接工事費×10%+現場管理費)×80% 又は ・一般管理費等×30%
昇降機設備工事等 (エレベータ工事等)	<ul style="list-style-type: none"> ・(直接工事費×80%)×97% ・共通仮設費×90% ・(直接工事費×20%+ 現場管理費)×90% ・一般管理費等×68% の合計額 ×1.1	<ul style="list-style-type: none"> ・(直接工事費×80%)×90% 又は ・共通仮設費×80% 又は ・(直接工事費×20%+現場管理費)×80% 又は ・一般管理費等×30%

- 調査基準価格及び最低制限価格の上限は予定価格の92%、下限は予定価格の75%です。
- 調査基準価格（税抜き）及び最低制限価格（税抜き）に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- 失格判断基準は、直接工事費（土木系の設備工事は機器単体費も含む）、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれを比較して、一つでも下回れば失格となる基準です。
それぞれの失格判断基準に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。

《建設工事（農林水産部門）》

工種等	調査基準価格 最低制限価格	失格判断基準 (改正なし)
一般土木工事等 (下記以外の工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費×97% ・共通仮設費×90% ・現場管理費×90% ・一般管理費等×68% の合計額 ×1.1	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費×90% 又は ・共通仮設費×80% 又は ・現場管理費×80% 又は ・一般管理費等×30%
機械設備工事 電気設備工事 電気通信工事	<ul style="list-style-type: none"> ・機器単体費×90.7% 92.0% ・直接工事費×97% ・共通仮設費×90% ・現場管理費×90% ・一般管理費等×68% の合計額 ×1.1	<ul style="list-style-type: none"> ・機器単体費×81% ・直接工事費×90% 又は ・共通仮設費×80% 又は ・現場管理費×80% 又は ・一般管理費等×30% の合計額
一般建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・(直接工事費×90%)×97% ・共通仮設費×90% ・(直接工事費×10%+ 現場管理費)×90% ・一般管理費等×68% の合計額 ×1.1	<ul style="list-style-type: none"> ・(直接工事費×90%)×90% 又は ・共通仮設費×80% 又は ・(直接工事費×10%+現場管理費)×80% 又は ・一般管理費等×30%

- 調査基準価格及び最低制限価格の上限は予定価格の92%、下限は予定価格の75%です。
- 調査基準価格（税抜き）及び最低制限価格（税抜き）に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- 失格判断基準は、直接工事費（土木系の設備工事は機器単体費も含む）、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれを比較して、一つでも下回れば失格となる基準です。
それぞれの失格判断基準に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。

《建設工事（企業庁）》

工種等	調査基準価格 最低制限価格	失格判断基準 (改正なし)
一般土木工事等 (下記以外の工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費×97% ・共通仮設費×90% ・現場管理費×90% ・一般管理費等×68% <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> } の合計額 ×1.1 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費×90% 又は ・共通仮設費×80% 又は ・現場管理費×80% 又は ・一般管理費等×30%
機械設備工事 電気設備工事 電気通信工事	<div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">92.0%</div> <ul style="list-style-type: none"> ・機器単体費×90.7% ・直接工事費×97% ・共通仮設費×90% ・現場管理費×90% ・一般管理費等×68% <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> } の合計額 ×1.1 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・機器単体費×81% ・直接工事費×90% <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> } の合計額 </div> <ul style="list-style-type: none"> 又は ・共通仮設費×80% 又は ・現場管理費×80% 又は ・一般管理費等×30%

- 調査基準価格及び最低制限価格の上限は予定価格の92%、下限は予定価格の75%です。
- 調査基準価格（税抜き）及び最低制限価格（税抜き）に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- 失格判断基準は、直接工事費（土木系の設備工事は機器単体費も含む）、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれを比較して、一つでも下回れば失格となる基準です。
それぞれの失格判断基準に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。